

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年4月1日）及び資格取得日（昭和35年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年4月を6,000円、同年5月から同年11月までを8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年4月1日から同年12月1日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けていることに気付いた。

私は、A社に事務員として継続して勤務しており、申立期間において退職や休職をしたことは無いので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和32年5月1日に被保険者資格を取得し、35年4月1日に同資格を喪失後、同年12月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において被保険者記録が確認できる複数の同僚が、申立人は、申立期間においても当該事業所に事務員として継続して勤務していた旨の供述をしており、雇用形態や業務内容の変更等をうかがわせる供述は無い上、申立人は、申立期間中に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員の採用の経緯や、申立期間中に被保険者資格を取得し、当該期間

中に資格を喪失していることが確認できる従業員の氏名等についても具体的に供述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所の事務員として継続して勤務していたことが認められる。

また、A社において、申立人と同様に事務員として勤務していたとされる同僚については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、退職に伴い被保険者資格を喪失するまでの期間において、被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の経理担当者は、「申立期間当時は、臨時雇用などの雇用形態は無く、従業員は社会保険に加入させていた。給与を支給していたのであれば、厚生年金保険料も継続して控除していたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和35年3月及び同年12月の記録、並びに申立人と年齢が近く業務内容を同じくする同僚の当該被保険者名簿の同年4月及び同年5月の記録から、同年4月を6,000円、同年5月から同年11月までを8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、商業登記簿によれば、A社は平成14年10月18日付けで破産廃止決定が確定しており、当時の事業主及び役員は既に死亡していることから確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年4月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに気付いた。

A 社（現在は、B 社）に入社することが決まり、昭和 58 年 3 月 15 日に海外から帰国し、同年 4 月 1 日に入社した。給与額は、社長と直接取り決めたが、実際に支給されていた額はそれよりも少なかったため、厚生年金保険料も控除されていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の代表清算人に照会したところ、「B 社は、平成 18 年 7 月 20 日に解散し、昭和 58 年 4 月当時の担当者も退職しているため詳しい記録は残っていない。」と回答しており、供述を得られた当時の役員は「当該事業所では、原則としては、高等学校を通じて新卒者を採用した場合などは、ただちに雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入させる取扱いや、技術職には 3 か月間の試用期間を設け、試用期間経過後に雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の手続を行うという取扱いがあった。しかし、原則はそのような扱いではあるものの、申立人は、当時の社長が直接に採用した者であるため、私は採用条件について承知しておらず、詳細は不明である。」と回答していることから、申立人の採用状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述や資料を得ることができなかった。

また、申立期間当時の会計担当者は、「当時、高等学校の新卒者は採用

と同時に雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入手続をしていたが、中途採用者については、事業主ら役員に指示されてから各手続をし、給与からの保険料控除を開始した。中途採用者については、採用後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いもあったので、申立人についても、採用後ただちには厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において被保険者資格を取得したことが確認でき、所在が判明した者に照会したところ、自身の採用時期等について具体的な供述を得られた者のうち、高等学校卒業と同時に採用されたとする複数の者は、採用時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期に相違は見受けられない一方、当該事業所採用前に職歴を有していた者の中には、「最初の給与が支給されたときに社会保険料が控除されていないことに気付いたので、加入を希望する旨を会社に伝え、入社から2か月又は3か月经過した後に加入することとなった。」と供述している者や、厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、自身の記憶する採用時期の3か月後となっている者がいることが確認できる。

加えて、前述の者のほかには、自身の採用時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が約8か月から最大で約3年相違している者もいることが確認でき、そのうちの一人は「私は、役員との間で採用条件を決めた。採用後しばらくは、給与は定額で、手当は支給しないという条件だった。当該期間は、社会保険にも加入していなかった。」と供述している。

これらのことから総合的に判断すると、申立期間当時、当該事業所においては、従業員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況が認められるとともに、事業主ら役員が従業員について個別に厚生年金保険被保険者資格の取得時期を判断し、厚生年金保険に加入させていた状況もうかがえるが、申立人を採用し、直接に給与支給額を取り決めたとされる当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできない。

また、当時の役員及び会計担当者が、「採用に当たって、雇用保険と健康保険及び厚生年金保険は、同時に加入させていた。」と供述しているところ、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の当該事業所における被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同日の昭和58年12月21日となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。